

国際航空に関する協定 と 独占禁止法の適用除外について

2007年5月25日

日本貨物航空株式会社

協定の種類		協定の内容		協定の意義・必要性	独占禁止法の適用除外について
運賃協定	IATA 運賃	IATA	IATA 加盟航空企業の共通運賃 (IATA 運賃) に関する協定	連絡運輸にあたって、全ての IATA 加盟会社が利用できる運賃・基準は必要。二社間で個別に設定もしうるが、全社と全路線につきあらかじめ取り決めるのは不可能で、割合は少なくとも多様なニーズに対応するためには必要。IATA 運賃がなければ、連絡運輸の制限となり、利用者利便を損ない、航空会社は商機を失うおそれがある。世界を網羅する全区間の基準となる運賃の設定・告知を1社で行うのは困難。	運賃に関し、航空会社間で取り決める制度は、独禁法に抵触するおそれがあると認識。協定存続を前提とした見直しの検討が必要であり、適用除外制度が必要。
	キャリア 運賃	キャリア 間	二国間航空協定で定める指定航空企業間合意に基づき、各社独自に設定する運賃 (キャリア運賃) の協定	各航空会社が設定するキャリア運賃は、2 国間協定に基づき、相手国の航空会社との間で事前合意が求められている。2 国間の国際条約で規定されている以上、2 国間に跨る路線の円滑な運営の遂行のために必要。	運賃に関し、相手国企業と事前に合意をする制度は、独禁法に抵触するおそれがあると認識。協定の存続を前提とした見直しの検討が必要であり、適用除外制度は必要。
連絡運輸に関する協定		IATA *	連絡運輸に係る引受義務、精算など、連絡運輸に必要な規則を定める協定。 * IATA 非加盟会社と個別に締結するケース有り	連絡運輸の実施に不可欠。	独禁法に抵触する可能性は小さいという認識。 協定の存続を前提として適用除外のあり方は慎重に検討されるべきだと考える。
代理店規則		IATA	国際航空券を取り扱うことのできる IATA 代理店の公認並びに航空会社と IATA 代理店との間の発券、決済等に関する協定	航空会社・代理店間の業務の効率化、多国間に跨る国際航空事業の安定化に不可欠。利用者に安定した取引、信頼性の高い輸送サービスを提供する。	
サービス会議規則		IATA	基本的サービスや航空券、運送状の様式・ラベル等に関する協定	連絡運輸の実施に不可欠。航空会社の業務効率化だけでなく、各種書式の統一などは、利用者の業務効率化ともなり、利用者利便にも資する。	
コードシェア協定		キャリア 間	複数の航空会社が同一の運航便により共同で航空運送を行う場合 (コードシェア) における、運航体制、生産体制、スペース配分、精算等について定める協定	ネットワークの充実・効率的運航、運航便の収益性を高めるために必要。	現在、締結している協定が、独禁法に抵触する可能性は小さいという認識。
その他商務協定		キャリア 間	日ソ協定に基づきシベリア上空通過のために締結する日露航空企業間の商務協定で、上空通過許可の条件を規定。	シベリア上空通過、欧州直行便運航のためには不可欠	協定の存続を前提として適用除外のあり方は慎重に検討されるべきだと考える。